

# 各務原市都市景観賞実施要綱

(平成18年5月18日決裁)

## (目的)

第1条 この要綱は、良好な景観の形成に著しく寄与していると認められる建築物等の所有者、事業者等又は行為を行った者に「各務原市都市景観賞」を贈呈し、もって良好な景観の形成に対する市民意識の高揚と公園都市にふさわしいまちづくりを展開することを目的とする。

## (部門)

第2条 各務原市都市景観賞（以下「景観賞」という。）として、次に掲げる部門を設ける。

- (1) 建築物部門
- (2) 工作物部門
- (3) まちなみ部門
- (4) まちづくり活動部門
- (5) 夜景部門

## (募集)

第3条 市長は、期間を定め、第1条に掲げる目的に添うものに関し、前条に掲げる部門のうち、指定する部門について自薦又は他薦により応募を受け付けるものとする。

## (授与の方法)

第4条 景観賞を受賞した者に、賞状を授与するものとし、市長が必要と認める者には併せて記念品を授与することができる。

## (選考委員会)

第5条 景観賞の対象として応募のあったものの審査及び選考をするため、各務原市都市景観賞選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員10名以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) 公募により選出した市民
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、当該年度末とし、再任を妨げない。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、市長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の傍聴)

第8条 委員長は、傍聴の申出があったときは、委員会に諮るものとする。

2 前項の場合において、委員会は、出席した委員の過半数をもって傍聴の可否を決するものとする。

(秩序維持)

第9条 委員長は、前条第2項の規定により委員会が傍聴を認めた場合において、会場の広さその他の合理的な理由があるときは、傍聴人の数を制限することができる。

2 委員長は、傍聴人が議事の進行を妨げる等の行為をしたときは、その者に退去を命ずることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱された委員の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則 (平成25年6月3日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。